

# 12・16 動労総連合出向無効確認訴訟 JR水戸支社元運輸部長 斎藤庄一証人を追いつめる

## 動労水戸

### 国鉄水戸動力車労働組合

水戸市三の丸三・一・三

発行責任者 石井真一 編集者 西納岳史

電話 029-227-6020

FAX 029-227-6291

12月16日、動労総連合が提訴した出向無効確認訴訟が東京地裁・大法廷で開催された。前回10月28日の動労千葉とJR千葉支社に続いて、2回目の証人尋問である。

今回は動労水戸・石井委員長と藤枝誠司組合員、動労連帯高崎・漆原副委員長、水戸支社元運輸部長・斎藤庄一の証人尋問である。鉄道業務の全面外注化＝水平分業を狙うJR東日本は、この裁判に負けるわけにはいかないと、本社・支社の課員を50名以上動員し、傍聴券を独占しようとしてきた。しかし、傍聴券闘争は、動労総連合とその支援者が大挙結集し、会社側を圧倒した。

裁判の争点は、①本人同意もない、労働組合の協定もない中で、本人の意に反して強制的に出向に出した問題。②偽装請負の実態として、JRからMTS社員に直接の指示が出されている問題。③勝田車両センターで発注書がないままに作業内容が変更され、結果脱線事故が起きたこと。背景として外注化前には配置されていた誘導

係の日勤が廃止された問題。

④MTS大子事業所での動労水戸スト闘争に、JR水戸支社が介入した問題。⑤3年という出向期間に根拠がないという問題。⑥「作業に変わりはない」としているが、大子事業所で夜間作業責任者(当直)が不在で、JR―水戸事業所―大子事業所・誘導のファックスのやり取りが煩雑すぎる問題などである。

### 組合員の意に反した 労働組合無視の出向

石井委員長は証言台に立ち、「88年動労総連合定期大会で『本人の同意なき出向は認めない、出向協定は結ばない』と決定し、今も方針は変わらない」と証言した。

会社側は「就業規則に出向の定めがあるから(組合として反対していても)出向させることができる」と主張している。だとするならば、現状のように動労総連合以外の労組とわざわざ出向協定を結ぶ必要はない。この事実こそ、会社が得手勝手に労働者を出向させることができないうという動かぬ証拠である。

### MTS水戸事業所での 偽装請負の実態暴露

13年9月16日に水郡線が台風で運休し、MTS水戸事業所の作業責任者・磯良は、21時過ぎに電報で運用変更の指示があつたにもかかわらず事態を放置し、翌朝JR本体の構内助役が直接構内運転士に入換の手順を指示したがあつた。石井委員長はその場でその言動を聞き、「直接指示は違反だ」として中止するよう言ったが、発注書も指示書もないまま作業が開始された。会社側証人の元運輸部長・斎藤は事実を問い詰められ「構内助役は誰に言うともなくつぶやいただけ」となどと苦しい言い訳をした。

そもそも、間仕切りもない同じ部屋を4年間もJRとMTSが共用していること自体が偽装請負の動かぬ証拠なのだ。

### 勝田車両センター18番線 脱線は外注化が原因

15年2月12日、勝田車両センター18番線で脱線事故が起きた。当初、庫の前で一旦停止し

て列車を分割し、分割した車両をアプトで引き込むことになってた。しかし作業当日に機動班班長が、アプトではなくて車両の動力で押し込むと勝手に変更し、機動班との打ち合わせがないままに押し込み作業をしたため、スコッチに乗り上げ車両が脱線した。

証言に立った藤枝組合員は、「こういった作業の場合、外注化前は誘導係が主導し機動班などと綿密に打ち合わせして作業を行っていた。しかし、外注化され別会社となり打ち合わせができなくなったことが事故の直接の原因だ」と明確に証言した。そして、外注化前に配置されていた誘導補助者が外注化



裁判後の総括集会(12月16日・弁護士会館)

によって勝手に廃止されたこともまた事故原因だと指摘した。

斎藤証人は、「この事故について質問され「作業変更の発注書はない」ことを証言し「緊急性があつたので、発注書はない」と言い訳した。しかし、必要だった作業とは17番線にあつたアプトを18番線に移すだけのことであり、緊急性はないことが反対尋問で明らかになった。

業務がJRとMTSに分断され、作業打ち合わせができず、発注書も指示書もない無責任きわまる作業がこの脱線事故を起こしたのだ。会社は事故の責任を労働者になすりつけている。断じて認めることはできない。

### MTS大子事業所ストに JRが直接介入

14年9月11日、MTS大子事業所で動労水戸組合員の出向者がストライキに決起した。そのスト破り要員として、東労組組合員に業務命令が出された。東労組水戸地本機関紙「JRみとNO44」によると、東労組とJR水戸支社が協議し、支社動労課長が(業務命令は)「不適切であり、あつてはならない事象」と見解を示し、その後「要員措置を検討している」と回答したとしている。

(裏面に続く)

石井委員長が「JRが動労水戸のストに介入している」と証言した。齋藤証人は「会社は関与していない」と証言したが、「要員措置を検討している」と勤務課長が言ったとおりJRからMTSに運転士1名が出向している。JRはスト破りのためにMTSの人事に介入したのだ。

## やっぱり根拠ゼロだった！ 「出向期間3年」の大嘘

齋藤元運輸部長の反対尋問で、「出向3年で出向社員を返す計画があったのか」との質問に、「JRでは他職種でもそうだが3年原則としている」と回答した。MTS水戸事業所・大子事業所ではプロパーがおらず、土浦事業所のプロパー1名も一人前になっていないことを追及すると、「知らない」と逃げた。結局「10年」ということで考えている」と証言し、出向者がそのままJRに戻ることなく退職させようとしていることが明らかになった。出向は「片道切符」＝実質的な転籍の強制なのだ。

## 外注化で極限的煩雑化 大子夜間入替計画変更

会社は外注化の前後でも「同じ場所・同じ作業・同じ賃金」などと主張してきた。しかし、とりわけ大子の誘導業務は外

注化を前後して大変な変更を強制されている。

MTS大子事業所では17時以降、作業責任者(当直)が不在となる。水郡線の運用が乱れると、JR大子当直発注書↓MTS水戸事業所↓MTS大子誘導・入換計画書↓MTS水戸事業所↓JR大子当直↓MTS水戸事業所・作業指示書↓MTS大子誘導という煩雑なやり取りが全てアックスで行われる。

これを組合側弁護士が齋藤証人に確認すると「その通りです。正式なやり方はそうです」と証言した。弁護士が「このやり取りは煩雑ではないですか?」と正すと、「正式にはそうです」と繰り返すばかり。業務が煩雑であるかどうかは終始まかし続けた。

外注化前は誘導担当者がJR当直助役・運用担当者・列車指令などと直接相談してスムーズに作業ができた。指示の煩雑化は行き違いや取り違えなどのミスのもとであり、重大事故に直結する大問題だ。

## 「第2の分割民営化」に 団結して立ち向かおう！

今回の証人尋問で、外注化が重大事故を引き起こし、現場労働者には無駄な負担を強いていることが明らかになった。そ

して、プロパーには鉄道の技術が継承されず、誰も責任を取らない体制になっている。

MTSでは、運転スタッフ以外の者が構内運転を行い、国交省関東運輸局が調査に入るといった事態まで起きている。的確な指示ができない作業責任者が配置され、会社としての機能も崩壊しているのだ。

国鉄分割民営化から今年で30年になる。外注化によって平成採の青年が業務を奪われ、低賃金の外注会社プロパーに置き換えられている。まともな技術教育も受けられず、責任ばかりが押しつけられることに嫌気が差して辞めていくプロパーの青年が後を絶たない。

不毛な競争が強制されている平成採の本体労働者は、JR本体から外注会社に業務が丸投げされた後は「用済み」で切り捨てられるしかない。これが「第2の分割民営化」なのだ。

鉄道の仕事には誇りがあり、仲間と成し遂げる協働の喜びがある。鉄道業務を軽視し、金儲けの道具にするJRに対し、動労水戸は断固として闘う。

これ以上の外注化を絶対に許してはならない。本体・関連企業の労働者は動労水戸・動労総連合に結集し、団結して共に闘いに立ちよう！